保護者の皆様へ

鎌ケ谷市教育委員会生涯学習部 教育総務課

令和7年度からの学校徴収金について

寒冷の侯、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申 し上げます。

さて、令和7年度から、鎌ケ谷市立第二中学校では、教材費、テスト費といった学校徴収金については、下記のとおり口座振替で徴収させていただきます。 ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 口座振替の対象となる学校徴収金

口座振替(保護者の指定する金融機関口座からの自動引落し)の対象となるのは、以下の費用です。

- (1) 教材費 ……学習に当たり補助的に使用する教材など
- (2) テスト費 ……体力テスト、学力テスト
- (3) 給食費
- (4) その他 ……日本スポーツ振興センター災害救済給付金制度掛金
- ※校外学習費や修学旅行費など、対象とならないものについては、新年度以降 に中学校から別途お知らせします。

2 振替方法

6月から3月(8月を除く)までの「年間徴収計画表」(4月下旬から5月上旬までに配付予定)に示す日(年9回)に、登録した口座から納付額を振替(自動引落し)させていただきます。

- ※振替手数料はかかりません(市負担)。
- ※納入額は、「年間徴収計画表」でお知らせします。

3 指定銀行

給食費の引落し口座との兼用になります(お取引名称は、「カマガヤガッコウキュウショクヒ」となります)。

※すでに給食費の引落し口座をお持ちの方は、新しく口座をつくる必要はありません。

4 その他

(1) 口座振替ができなかった場合

口座振替日の前日までに預金残高を確認し、不足のないようにお願いします。

残高不足などで口座振替ができなかった場合、再振替はしません。後日、 督促状とともに納付書を送付しますので、その納付書を使って金融機関の窓 口で納付してください。

※銀行によっては、納付書で支払う際に手数料がかかる金融機関がありますので、各金融機関にあらかじめご確認をお願いします。

(2) 学校徴収金に過不足が生じた場合

年間の徴収額に過不足が生じた場合は、変更となる金額をお知らせした 後、最終回の振替日に調整します。

※変更がある際には、改めてお知らせします。

(3) 会計報告

年度末に、文書にて各学年の徴収額・実績額・差額を保護者の皆様に報告 します。

問い合わせ

鎌ケ谷市教育委員会 生涯学習部 教育総務課

Tel: 047-445-1141 (代)